



申請から支給決定（受給者証の交付）までの流れ

ご不明な点がございましたら、事前に電話でご相談ください。

障害者福祉課 障害者支援担当（TEL049-271-1111）

1 相談

事前に障害者支援担当まで電話連絡のうえ、来所いただくようお願いします。
制度についての説明、聞き取り等を実施します。

2 通所先の検討

見学や体験を行い、利用事業所を検討してください。

3 申請書類の提出

お時間に余裕をもってご来所ください（目安：45～60分）

申請に必要な持ち物

- ・マイナンバーのわかるもの（保護者・児童）
- ・（セルフプランで手続きをする場合）記載済みの計画案

書類提出にあたり、以下の2点について聞き取り調査を行います

- ・障害児の調査項目（5領域 11 項目）
- ・（放課後デイサービス利用者のみ）放課後デイサービス聞き取り

4 支給決定・受給者証発行

申請書一式の提出後、内容の確認と審査、支給決定を行います。

支給決定後、郵送で

- ・決定通知書
- ・受給者証（更新の方はシールのみ）

2点を保護者のご自宅へ送付します。

申請から受給者証の発行までお時間をいただきますのでご了承ください。

原則、支給開始は申請書類をすべて提出した月の翌月1日からとなります。

5 更新

サービス支給期間は**最長で1年間**です。1年ごとに更新が必要となりますので、申請忘れのないようご注意ください。

更新時期が近づきましたら、申請書類を発送しますので
書類をすべて記入のうえ窓口へご来所ください。

6 注意点

- ・4月からサービス開始を希望する方は余裕をもって相談、申請を検討してください。
（1～3月は申請が多く、混み合いますので通常より時間がかかります）
- ・税の申告をしていない場合、支給決定が出来ませんのでご注意ください。
- ・鶴ヶ島市に住民票がある方が対象です。転入・転出を予定している方は必要に応じて事前にご相談ください。